

令和 8 年 度 第 4 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 と き 令和8年7月22日（水）14:15～14:45
- 2 ところ 大垣市役所6階 教育委員会室
- 3 出席委員 細江敦教育長、河合保孝委員、沼口諭委員、松岡敦子委員
- 4 事務局 馬淵事務局長、吉田庶務課長、富田学校教育課長、
洞口社会教育スポーツ課長、平野庶務課主幹、稲川庶務課主査
- 5 傍聴者 なし
- 6 議 題
 - 議第20号 令和9年度使用小学校用教科用図書の採択について
 - 議第21号 令和9年度使用中学校用教科用図書の採択について
 - 議第22号 特別支援学級における令和9年度学校教育法附則第9条の規定に基づく
一般図書の採択について

発言者	発言内容
細江 教育長	議第20号「令和9年度使用小学校用教科用図書の採択について」から 議第22号「特別支援学級における令和9年度学校教育法附則第9条の 規定に基づく一般図書の採択について」まで 説明をお願いします。
富田 学校教 育課長	議第20号「令和9年度使用小学校用教科用図書の採択について」 議第21号「令和9年度使用中学校用教科用図書の採択について」 議案に入る前に、採択の結果、採択の理由、選定のための資料等は、 採択期間中の静謐な環境を保持するため、9月1日以降の公開となります。 そのため、本日の会議資料は、会議終了後に回収させていただきます。 本年度は、「採択替え」のない年度における教科書採択を行う年と なり、小・中学校用教科書の採択については、令和8年度と同一の教科

発言者	発言内容
	書を採択することについて協議を行うことになります。本市では、令和8年度第1回定例教育委員会において、ご承認いただきましたように、西濃地区採択協議会に参加するとともに、協議会にて決定された採択原案を踏まえて、西濃地区内で同一の教科書の採択をすることとなります。 令和9年度に使用する小・中学校用教科用図書の採択について、ご承認を求めるものでございます。 教科用図書につきましては、法令の規定により、4年間同一のものを使用するとされております。本年度は、小学校は採択替えから3年目、中学校は採択替えから2年目となるため、令和8年度と同一の教科用図書を採択することとなります。 本日は、今年度の小・中学校の教科用図書を用意しましたので、手に取ってご確認をお願いします。 ＜教育委員が教科用図書を確認＞ 議第22号「特別支援学級における令和9年度学校教育法附則第9条の規定に基づく一般図書の採択について」 特別支援学級におきましては、絵本などの一般図書を教科用図書として使用することが、学校教育法附則第9条で認められております。 こちらの「一般図書選定資料」が、令和9年度用として県教育委員会から送付されたものです。大垣市内の特別支援学級において、こちらに掲載されている図書を参考としながら採択することについて、ご承認を求めるものでございます。
委員	特別支援学級の図書について、提示された一般図書の一覧を見ると非常に多くあり、これらを全て購入するとなると莫大な費用がかかってしまいます。膨大な図書の中からどのように選定されるのですか。 特別支援学級の児童生徒は、一人ひとり特性が異なるため、個別の児童生徒に合わせて個別に選んでいくのか、それとも、ある程度共通して使えるものをまとめて選ぶのでしょうか。
細江 教育長	特別支援学級に在籍する児童生徒には、個別の教育支援計画があり、その中に個別の指導計画、要するに授業をどのように進めていくかと

発言者	発言内容
	いう計画が含まれています。 その計画の中で、どの教科書を使っていくかについては、基本的には担任の教員が、その子の特性や障がいの状況を考慮し選びます。その際、管理職や特別支援教育コーディネーターなどと相談しながら選定し、所定の手続きを経て整備してもらいます。なお、教科書は無償給与であり、保護者の費用負担はありません。 今回提示された一般図書も、このリストの中から選定すれば教科書無償措置法の対象となります。ただ、膨大なリストの中から無制限に選べるわけではなく、あくまで検定教科書の代わりに選ぶため、必要な範囲や冊数の上限はある程度決まっております。 いずれにしても、図書の選定にあたっては、その子の状況を一番よく知っている担任の教員を中心に、前年度の担任など関係する教職員と連携し、相談しながら進めていくことになります。
委員	関連してもう1点お伺いします。一度図書を選定した後に、「あちらの図書の方が良かった」となった場合、後から変更を申し込むことはできるのでしょうか。年度の途中で図書を変更したり、追加で選んだりすることは可能なのか教えてください。
細江 教育長	途中で変更することにつきましては、採択の時期に決定し申し込むため、基本的にはできません。仮に、どうしても変更したい場合は、一般図書のため本屋で売られておりますから、別途購入して対応していただくことになると思います。 途中で交換した例というのは、あまり聞いたことがないため、やはり最初に慎重に選ぶということが一番大事になってきます。 例えば、高等学校の教科書採択もこれと似た形式で行われています。小中学校の通常学級の教科書は、地域ごとで一斉に採択されますが、高等学校の場合は、検定を通過した複数の教科書の中から、各学校が自校のレベルに合ったものを協議して採択します。 特別支援学級の図書選定もそれと同じだと言えます。「特別支援学級の子どもに対して一番合っている、ふさわしい図書はどれか」という視点で各学校が選び、教育委員会が採択することになります。 また、その子の該当学年の検定教科書も無償給与されますのでそちらも使えますし、一般図書はそれぞれのニーズに合わせてプラスアルファの形で選定して扱っていくことになります。

発言者	発言内容
細江 教育長	そのほか、ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。 それでは、議第20号から議第22号について、承認してよろしいか。 ＜異議なしの声＞ 議第20号から議第22号は承認されました。 以上で本日の議案の審議を終了させていただきます。 全体を通じて何かございましたら、ご発言をお願いいたします。
委員	以前から申し上げていることですが、教科書の内容も色々と変わってきていますが、まだ欧米のような性教育に関する踏み込んだ内容は記載されていません。 性被害の低年齢化や、性犯罪が増加している今の世の中において、日本としても欧米を見習い、性教育に対してしっかり取り組んでいくべきと思っております。 しかし、今の教科書にはまだそのような内容が載っていなかったため、今後、教育現場で何らかの形で取り上げていただけるよう期待しております。
細江 教育長	まず、教科書の内容についてですが、基本的に学習指導要領の趣旨や内容に合うように作られており、そこから逸脱すると教科書検定を通らないという事情がございます。そのため、教科書会社はどうしても学習指導要領に沿った内容で取り組むというのが実情です。 各学校におきましては、性教育、すなわち性に関する指導は、教科書を使うというよりは、特別活動や「いのちの授業」といった形で独自に取り上げているところが多いと思います。しかし、性について正しく理解をしていくことは、非常に重要であると認識しております。 また、今後の教科書採択について申し上げますと、来年から4年連続で採択業務が発生する形になります。 本来、教科書は4年サイクルで採択されますので、通常の流れで小学校、中学校の採択を行わなければならないのですが、そのすぐ後に学習指導要領の改訂があり、それに合わせて新しい教科書が発行されます。 そのため、例えば小学校で通常通り採択をして次1年だけその教科書を使うけれども、その後に新しい学習指導要領に合わせた新しい教科書が発行されるため、選び直さなければならない事態が起きます。 つまり、通常の小学校の採択、次に中学校の採択と続いた後に、今度

発言者	発言内容
	は新学習指導要領に合わせた小学校の選び直し、中学校の選び直しというように、4年間連続で採択作業が続くことになります。その際には、今使っているものの継続ではなく、これから新しく使う教科書を4年連続で審査していただくことになります。 関係者の皆様には、また少しご負担をお願いする4年間になるかと存じますが、よろしくお願いいたします。
細江 教育長	そのほか、ご意見、ご質問はよろしいでしょうか。 これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会させていただきます。